

第13回 高知県渋滞対策協議会

日 時：平成24年8月21日（火）13：30～

場 所：土佐国道事務所1階会議室（1）（2）

議 事 次 第

1. 議 事

- （1）渋滞対策への取り組みと今後の渋滞対策の推進について
- （2）主要渋滞箇所（素案）の抽出方法及び箇所リストについて
- （3）パブリックコメント実施方法（案）について
- （4）今後の予定

高知県渋滞対策協議会規約改正（案）

資料—1

（名称）

第1条 本会は、高知県渋滞対策協議会（以下「協議会」という）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、高知県における交通渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、施設整備計画と新たに輸送効率の向上や、交通需要の時間的平準化等の交通需要マネジメント施策及び、公共交通機関の再編成等のマルチモーダル施策を併せて行い、公表するとともに渋滞対策を推進する。

（整理事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討を行う。

- （1）渋滞箇所とその原因の把握
- （2）渋滞対策に関する意見調整
- （3）渋滞対策の策定及び公表
- （4）策定した渋滞対策のフォローアップ
- （5）その他

（構成）

第4条 協議会は、国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所、中村河川国道事務所、土佐国道事務所、国土交通省四国運輸局高知運輸支局、高知県警察、高知県、安芸市、高知市、須崎市、四万十市、いの町、西日本高速道路(株)及び議長が必要と認める機関の職により構成する。

（協議会）

第5条 協議会には議長を置き、議長は国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長とする。

- 2 議長は、協議会を統括し、協議会を招集する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
- 4 協議会の構成は、別表のとおりとする。ただし、必要に応じ議長が指名するものを委員として参加させることができる。

（事務局）

第6条 事務局は、国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所計画課、高知県土木部都市計画課、道路課に置く。

（オブザーバー）

第7条 協議会に、オブザーバーを置くものとする。オブザーバーは、高知県道路利用者会議の職により構成する。

（細則）

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、協議会に諮って定めるものとする。

（付則）

- この規約は、平成5年6月30日から施行する。
この規約は、平成6年8月12日から施行する。
この規約は、平成9年8月26日から施行する。
この規約は、平成15年9月22日から施行する。
この規約は、平成17年10月31日から施行する。
この規約は、平成21年7月28日から施行する。
この規約は、平成24年7月13日から施行する。

高知県渋滞対策協議会 委員名簿

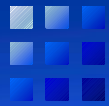
協議会	職名	
議長	国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所	所長
委員	国土交通省四国地方整備局道路部	道路計画課長
委員	国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所	副所長
委員	国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所	副所長
委員	国土交通省四国運輸局高知運輸支局	首席運輸企画専門官
委員	高知県土木部都市計画課	都市計画課長
委員	高知県土木部道路課	道路課長
委員	高知県警察本部交通規制課	交通規制課長
委員	高知県警察本部交通指導課	交通指導課長
委員	高知市都市建設部道路整備課	道路整備課長
委員	高知市都市建設部都市計画課	都市計画課長
委員	安芸市建設課	建設課長
委員	須崎市建設課	建設課長
委員	四万十市建設課	建設課長
委員	いの町技術監理課	技術監理課長
委員	西日本高速道路(株)四国支社企画調整課	企画調整課長
委員	西日本高速道路(株)四国支社高知高速道路事務所	所長
オブザーバー	高知県道路利用者会議	会長

第13回高知県渋滞対策協議会 協議資料



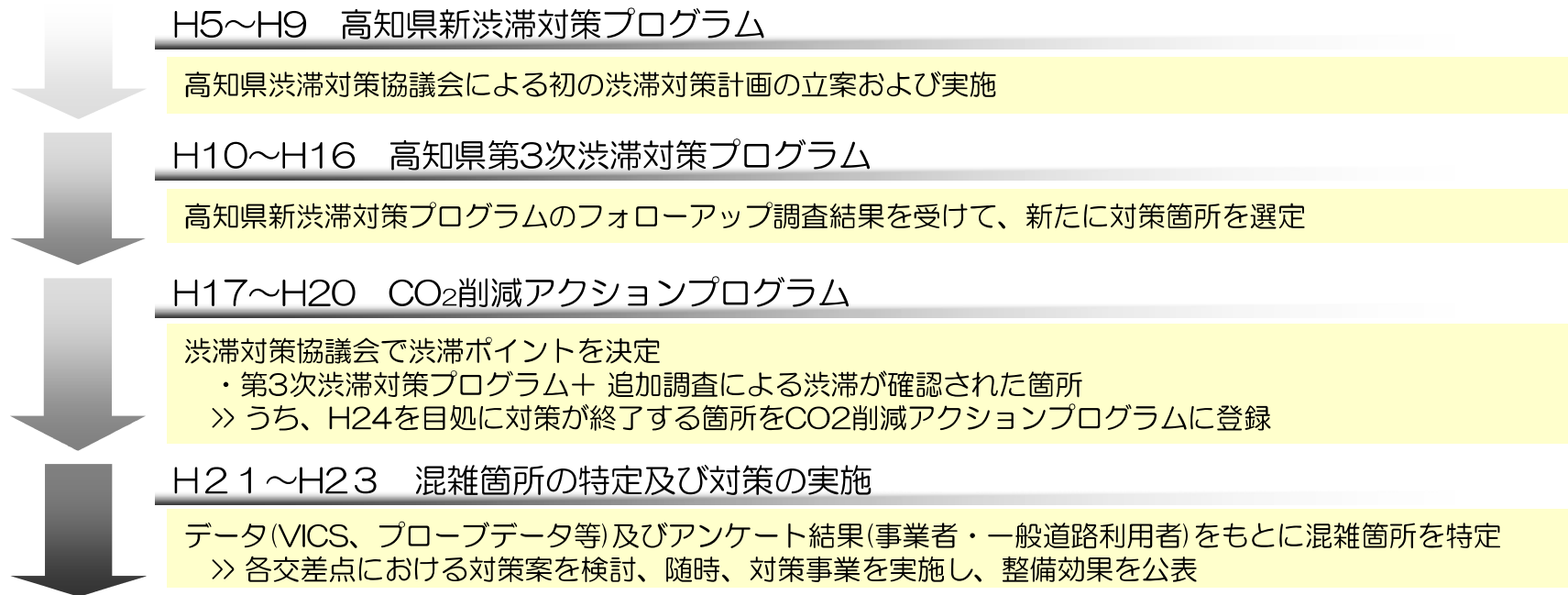
平成24年8月21日（火）

1. 渋滞対策への取り組みと今後の渋滞対策の推進について
2. 渋滞対策のとりまとめに係る流れ（検討の流れ）
3. 前回協議会での主な意見と対応方針
4. 主要渋滞箇所（素案）の抽出方法及び箇所リストについて
5. パブリックコメント実施方法（案）について



1. 渋滞対策への取り組みと今後の渋滞対策の推進について

渋滞対策への取り組み（H5～H23）

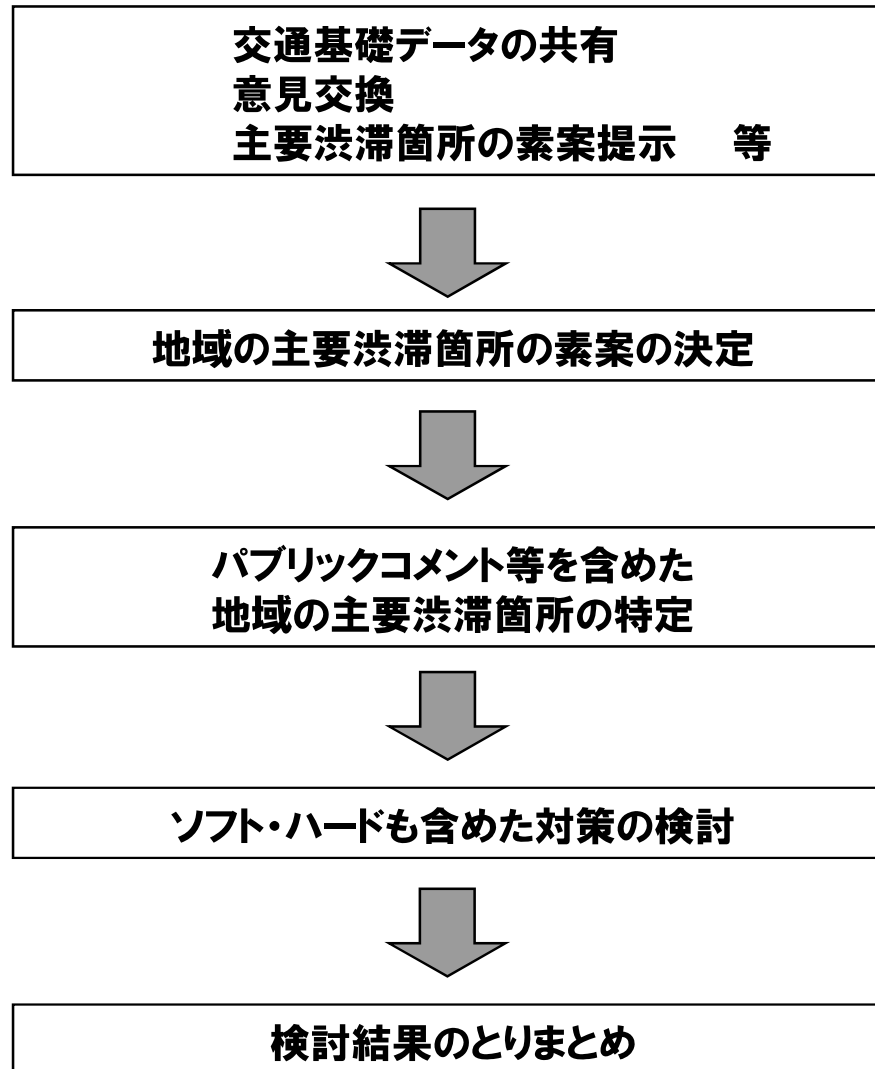


- 【背景】**
- ・「今後の高速道路のあり方 中間とりまとめ」において、**効率性を阻害する渋滞ボトルネック対策の重要性が指摘**されている。
 - ・社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会においても、**渋滞対策を含め、道路利用の適正化が議論**されている。
 - ・交通観測技術の進展・普及により、**道路交通状況の詳細に係るデータが容易に取得可能**となるなど、観測環境に大きな改善がされている。

今後の渋滞対策の推進

【対応策】 最新データに基づく客観的な分析や地域性を反映した評価軸の検討、道路利用者等の意見より、地域の実感と整合した課題箇所を特定し、ソフト・ハードも含めた対策に係る検討を進め、検討結果をとりまとめる。

2. 渋滞対策のとりまとめに係る流れ（検討の流れ）



平成24年7月13日
【第12回協議会】

平成24年8月21日
【第13回協議会】

3. 前回協議会での主な意見と対応方針

前回協議会での主な意見と対応方針は以下の通り。

- ・協議会委員・道路利用者会議よりの追加指摘箇所については、全て客観データの検証により混雑発生が確認された。
- ・休日、観光地周辺の追加指摘箇所については、既に抽出済みの箇所が該当する結果となった。
- ・近接して交差点が抽出されている場合は「渋滞発生要因と考えられる交差点」へ統合することとした。

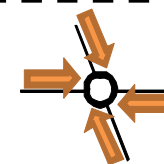
指摘事項	対応方針
抽出箇所以外にも混雑していると思われる箇所があるのではないか	協議会委員・道路利用者会議よりの追加指摘箇所を客観データにより検証し、追加抽出
休日、特にハイシーズンの渋滞状況について確認しておくべきではないか	協議会委員・道路利用者会議よりの指摘に基づき、GW期間中(H24.4/28～5/6)の客観データにより検証し、追加抽出
主要観光地(日曜市、桂浜)周辺の渋滞状況についても確認しておくべきではないか	協議会委員・道路利用者会議よりの指摘に基づき、GW期間中(H24.4/28～5/6)の客観データにより検証し、追加抽出
抽出箇所について、近接している交差点が原因となっていないか	近接する交差点については、渋滞発生要因を検証し、発生要因と考えられる交差点へ統合を行う



4. 主要渋滞箇所（素案）の抽出方法及び箇所リストについて

交差点損失時間:

交差点に流入する区間で生じている損失時間（自由に走行できる状態からの遅れで、利用者が損失している時間）の合計



渋滞の課題の大きさを**交差点損失時間**で評価

昼間12時間

ピーク時間帯

しきい値の例
80万人時間/年相当
(混雑時の流入が20km/h以下に相当)

地域の課題を反映するデータによる補完

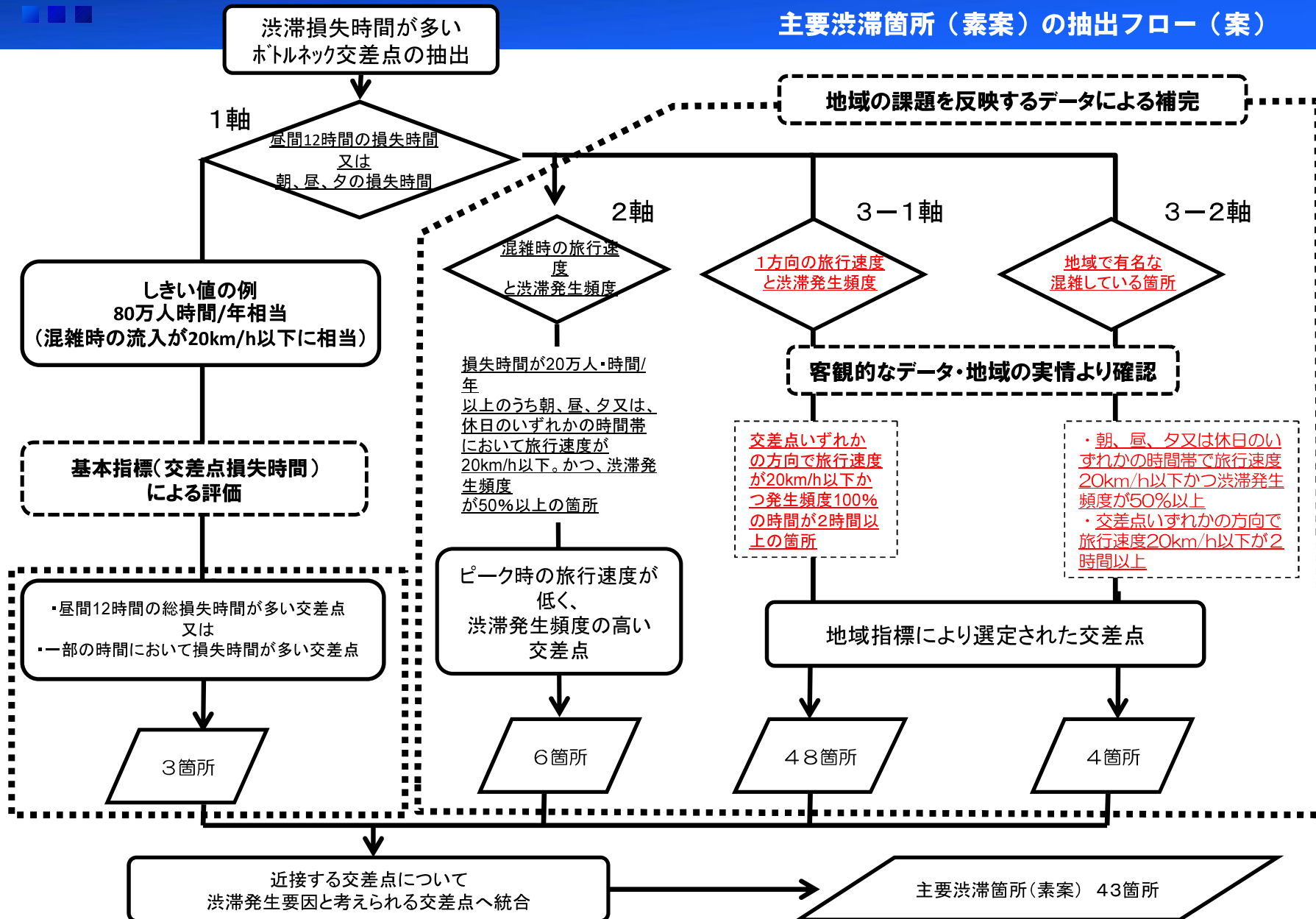
- ・平均旅行速度
- ・渋滞発生頻度

地域の実感の反映

主要渋滞箇所の候補

4. 主要渋滞箇所（素案）の抽出方法及び箇所リストについて

主要渋滞箇所（素案）の抽出フロー（案）





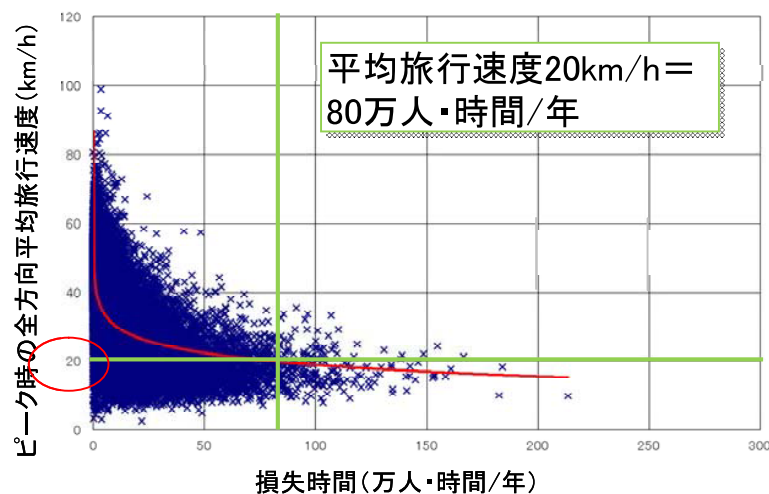
4. 主要渋滞箇所（素案）の抽出方法及び箇所リストについて

<参考>具体的な指標

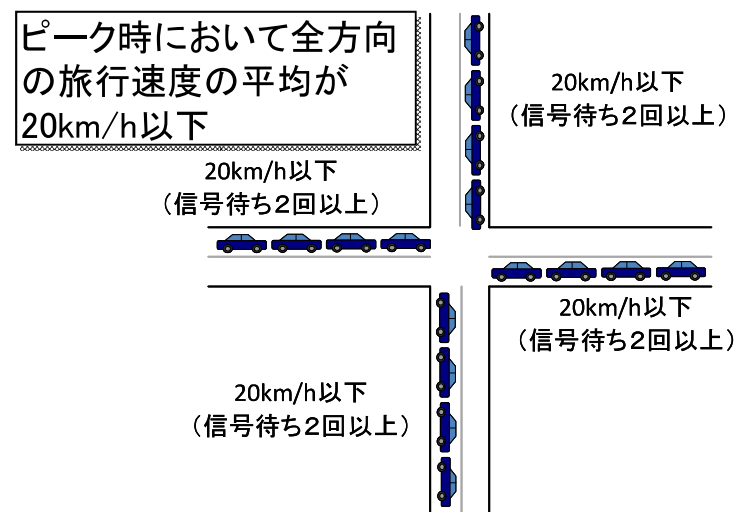
■ 1 軸：損失時間が80万人・時間/年以上の箇所

終日混雑している交差点で、特にピーク時には全方向の旅行速度の平均が20km/h以下（信号待ち2回以上）となるような箇所

【損失時間とピーク時の全方向旅行速度の平均値との関係】



【交通状況のイメージ】





4. 主要渋滞箇所（素案）の抽出方法及び箇所リストについて

＜参考＞具体的な指標

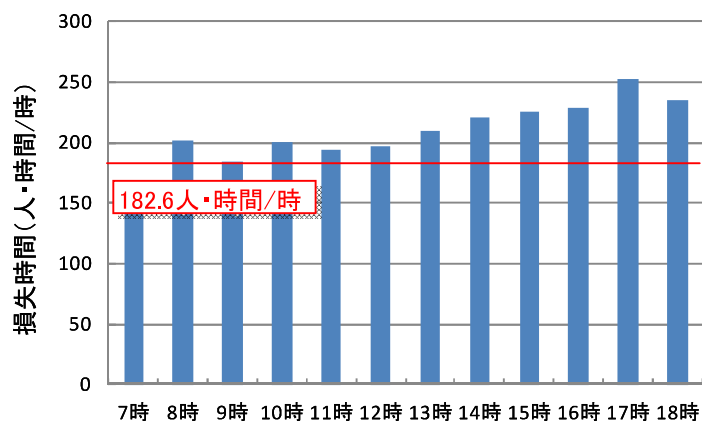
- 1'軸：1軸以外でピーク時の損失時間が182.6人・時間/時以上の箇所

1軸には対象とならないが、ピーク時には1軸と同程度の混雑となるような箇所

$$80\text{万人} \cdot \text{時間/年} \div 365\text{日} \div 12\text{時間} = 182.6\text{人} \cdot \text{時間/時}$$

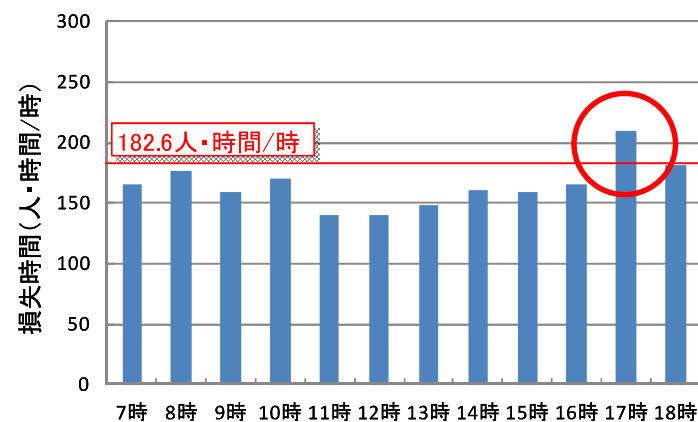
【1軸で抽出された箇所の時間帯別の損失時間】

終日混雑が発生



【1'軸で抽出された箇所の時間帯別の損失時間】

ピーク時のみ1軸と同レベルの混雑が発生



4. 主要渋滞箇所（素案）の抽出方法及び箇所リストについて

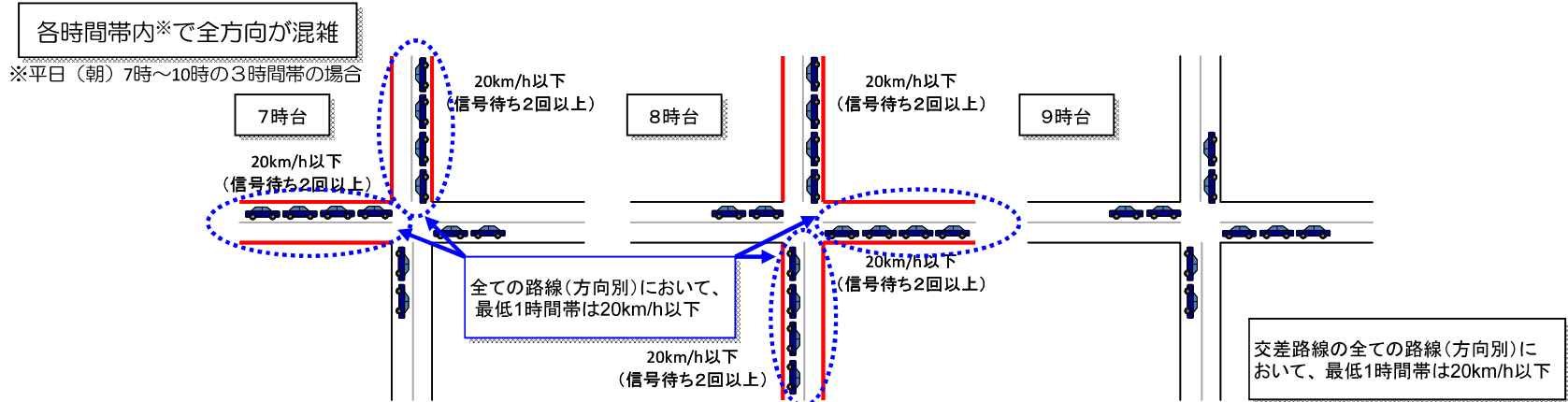
<参考>具体的な指標（案）

■ 2軸：混雑時の旅行速度と渋滞発生頻度が高い箇所

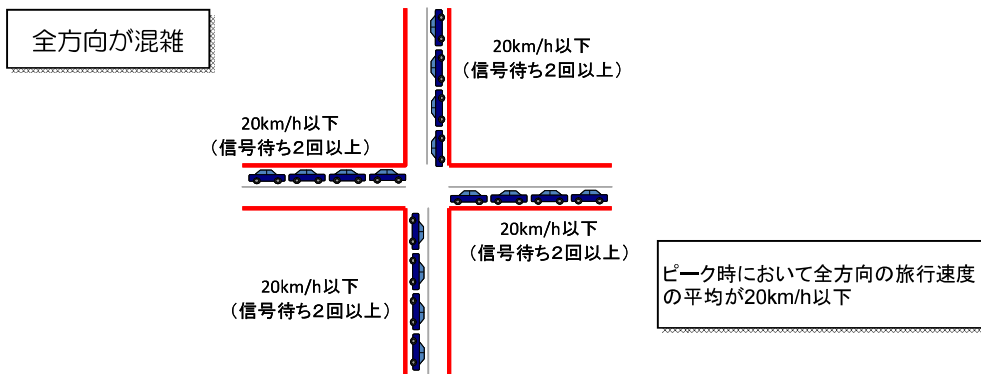
交差点損失時間が20万人・時間/年以上のうち、朝、昼、夕または、休日のいずれかの時間帯において旅行速度が20km/h以下かつ、渋滞発生頻度が50%以上の箇所（※）

※ 平日朝（7時～10時）、昼（10時～13時、13時～16時）、夕（16時～19時）のうち平均旅行速度が20km/h以下の状態が50%（90分）以上または、休日（7時～19時）のうち平均旅行速度が20km/h以下の状態が50%（360分）以上生じている箇所

【2軸で抽出する箇所の交通状況のイメージ】



【1軸で抽出する箇所の交通状況のイメージ（再掲）】



4. 主要渋滞箇所（素案）の抽出方法及び箇所リストについて

<参考>具体的な指標（案）

■ 3-1 軸：1方向の旅行速度と渋滞発生頻度

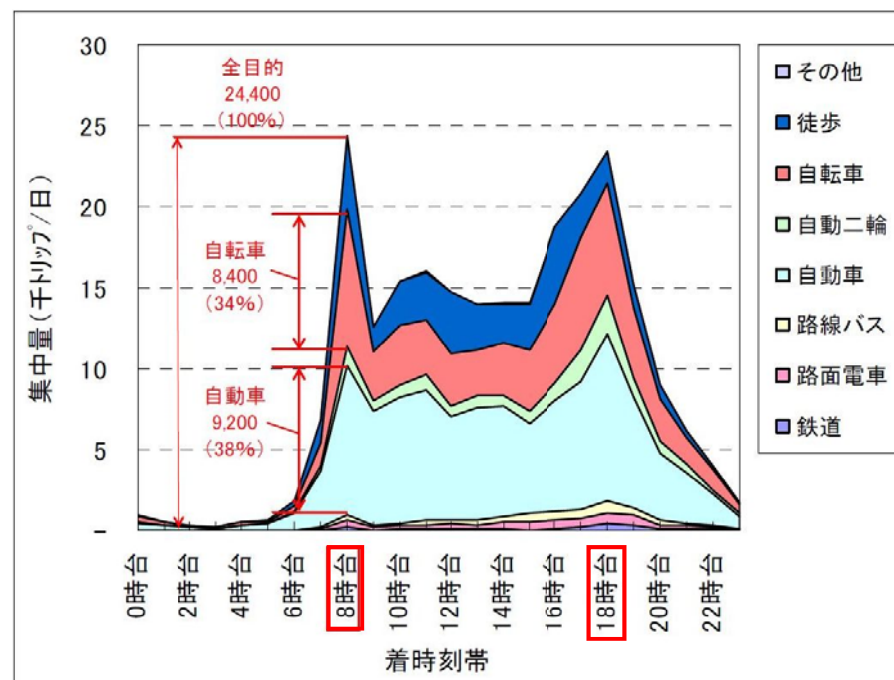
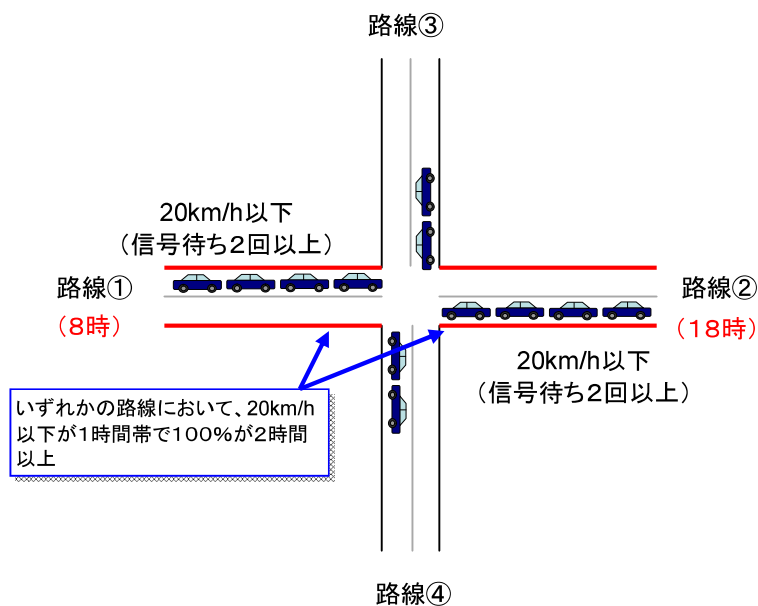
渋滞損失時間ワースト100位以内及び前回混雑多発箇所の交差点において、いずれかの方向で旅行速度が20km/h以下かつ発生頻度100%の時間が2時間以上の箇所。

【3-1軸で抽出する箇所の交通状況のイメージ】

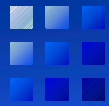
交差点いずれかの方向で旅行速度が20km/h以下かつ、発生頻度100%の時間が2時間以上の箇所

1方向でも1時間帯で継続して渋滞発生

▼高知市中心部への集中交通の状況（H19：平日）（再掲）



出典)高知都市圏の交通計画マスタープラン



4. 主要渋滞箇所（素案）の抽出方法及び箇所リストについて

＜参考＞具体的な指標（案）

■ 3－2軸：地域で有名な混雑している箇所

(1) 地域特性

① ラジオ箇所

○高知県交通管制センターで毎日朝・昼・夕の混雑状況をラジオにて情報提供している、有名な箇所。

② 前回の混雑多発箇所

○高知県渋滞対策協議会では、H21年度に利用者へのアンケート調査などを行い40箇所の混雑多発箇所を選定。

③ 渋滞協委員、道路利用者会議からの追加指摘箇所

○渋滞協委員・道路利用者会議からの混雑しているという実感の声について検討。

- ・抽出箇所以外にも混雑していると思われる箇所があるのではないか
- ・休日、特にハイシーズンの渋滞状況について確認しておくべきではないか
- ・主要観光地（日曜市、桂浜）周辺の渋滞状況についても確認しておくべきではないか

(2) 抽出条件(客観データによる検証)

- ・朝、昼、夕又は休日のいずれかの時間帯で旅行速度20km/h以下かつ渋滞発生頻度が50%以上
- ・交差点いずれかの方向で旅行速度20km/h以下が2時間以上発生

4. 主要渋滞箇所（素案）の抽出方法及び箇所リストについて

＜参考＞混雑を表す20km/hの根拠

日本道路交通情報センター（JARTIC）や公安委員会等では、20km/h以下を混雑・渋滞の指標としている。

- 日本道路交通情報センターにおける渋滞・混雑の定義



道路交通情報Now!! では、渋滞を「赤色」、混雑を「だいたい色」で表示し、下表のように定められています。

区分	高速道路	都市高速道路	一般道路
渋滞	時速 40km以下	時速 20km以下	時速 10km以下
混雑	--	時速 20km ~ 40km	時速 10km ~ 20km

<http://www.jartic.or.jp/traffic/ippan/takamatsushi.html>

- 国家公安委員会における渋滞・混雑の定義

道路の区分	「混雑」と表現すべき速度	「渋滞」と表現すべき速度
郊外部の高速自動車国道等	60キロメートル毎時以下	40キロメートル毎時以下
都市部の高速自動車国道等	40キロメートル毎時以下	20キロメートル毎時以下
その他の道路	20キロメートル毎時以下	10キロメートル毎時以下

出典：国家公安委員会告示第12号

- 警視庁による渋滞の判定基準

期 間：平成17年1月1日～12月31日の間
時 間：午前7時00分～午後7時00分の12時間
測定区間：県内一般道路～2,300km 県内首都圏高速道路～96km
判定基準：道路上における車両の交通が滞り、走行速度が20km/h未満になった状態
数 値：平日における1時間平均渋滞長
平日平均：土曜、日曜、休日及び特別日（1月1～3日、12月29～31日）を除く平日の平均
【注】 平成15年版の「警視庁交通年鑑」から、平成12年より取集していた測定区間が変更された統計データを使用している。そのことから、平成15年版以前の「警視庁交通年鑑」との対比は行えない。

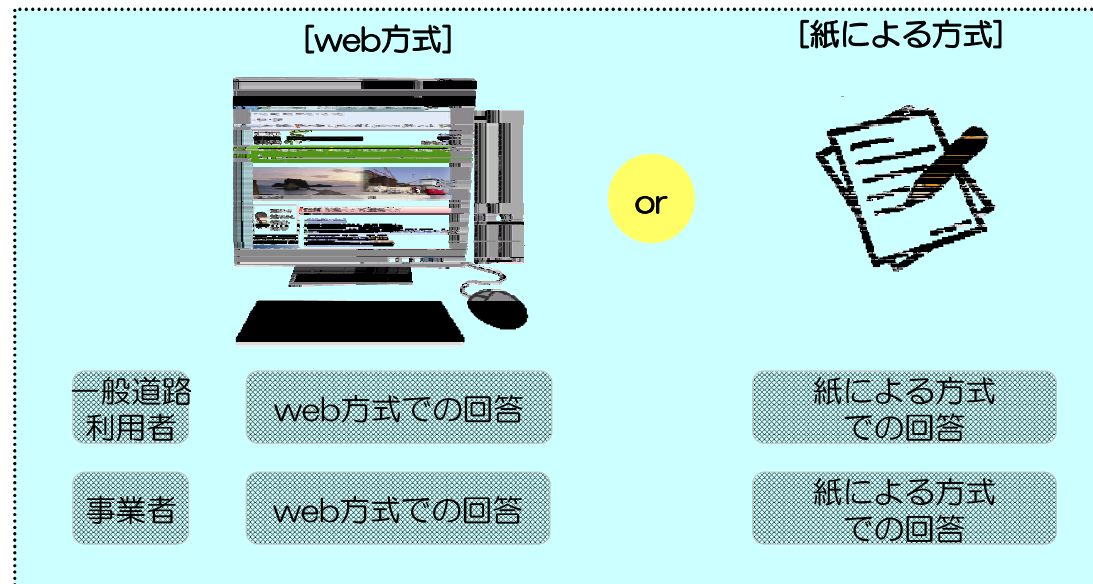
出典：警視庁、警視庁交通年鑑

5. パブリックコメント実施方法（案）について

■調査方法

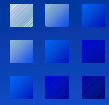
調査方法は、各機関（渋滞協委員、道路利用者会議）に協力を依頼し、「web方式」を基本としつつ、「紙による方式」も合わせて実施予定。

もって、道路利用者の意見を幅広く取り入れ、地域の実感と整合した主要渋滞箇所の特定の参考とする予定。



■調査期間

2週間程度を予定。



5. パブリックコメント実施方法（案）

パブリックコメントによる箇所特定方法案

○パブリックコメントの結果については、交通データの活用により抽出された主要渋滞箇所又は抽出されなかった主要渋滞箇所について、客観的なデータによる検証を実施し、主要渋滞箇所案を見直しを行う予定

	交通データの活用により抽出された主要渋滞箇所	交通データの活用により抽出されなかった主要渋滞箇所
パブコメで指摘された主要渋滞箇所	地域の主要渋滞箇所として <u>特定する</u>	他の客観的データで検証※後、 <u>地域の主要渋滞箇所とするかを判別する</u>
パブコメで指摘されなかった主要渋滞箇所	・回答内容が「渋滞していない」のみの場合、客観的データで検証※後、 <u>地域の主要渋滞箇所とするかを判別する</u> ・それ以外は地域の主要渋滞箇所として <u>特定する</u>	地域の主要渋滞箇所として <u>特定しない</u>

資料-3

【高知県】主要渋滞箇所(素案)の抽出リスト

No.	交差点名称	市区町村	交差路線①	交差路線②	交差路線③	第1軸	第2軸	第3-1軸 1方向の旅行速度 と渋滞発生頻度	第3-2軸 地域で有名な混雑 している交差点	主要渋滞箇所 (素案)
1	中宝永町歩道橋	高知市	一般国道32号	一般国道56号	(市道)	○		○	○	○
2	大津バイパス美術館通り	高知市	高知北環状線	高知南国線	—	○		○	○	○
3	能茶山	高知市	一般国道56号	梅ノ辻朝倉線	—			○	○	○
4	中万々円行寺分岐	高知市	高知北環状線	弘瀬高知線	—	○		○	○	○
5	国道56号線棧橋通	高知市	一般国道56号	桂浜はりまや線	—			○	○	○
6	南国バイパス美術館通り	高知市	一般国道32号	高知北環状線	高知南インター線				○	○
7	知寄町3丁目電停前	高知市	一般国道32号	一般国道195号	(市道)		○	○	○	○
8	はりまや橋	高知市	一般国道32号	桂浜はりまや線	—		○	○	○	○
9	上町2丁目電停前	高知市	一般国道33号	弘瀬高知線	(市道)		○	○	○	○
10	棧橋通5丁目電停前	高知市	桂浜はりまや線	高知港線	—			○		○
11	東道路南国バイパス	高知市	一般国道32号	一般国道55号	高知東インター線			○	○	○
12	石立	高知市	一般国道56号	高知春野線	—		○	○	○	○
13	高知北環状線高知IC分岐	高知市	高知北環状線	—	—			○	○	○
14	山ノ端交番前	高知市	弘瀬高知線	(市道)	—		○	○		○
15	北本町領石線南川添	高知市	北本町領石線	(市道)	—		○	○		○
16	香美市役所北庁舎前	香美市	一般国道195号	土佐山田野市線	土佐山田停車場線			○		○
17	四国銀行一宮支店前	高知市	高知北環状線	北本町領石線	—			○	○	○
18	北本町地球33番地通り	高知市	北本町領石線	(市道)	—			○		○

資料-3

【高知県】主要渋滞箇所(素案)の抽出リスト

No.	交差点名称	市区町村	交差路線①	交差路線②	交差路線③	第1軸	第2軸	第3-1軸 1方向の旅行速度 と渋滞発生頻度	第3-2軸 地域で有名な混雑 している交差点	主要渋滞箇所 (素案)
19	中の橋通り	高知市	一般国道32号	高知本山線	—			○	○	○
20	若松町	高知市	桂浜宝永線	(市道)	—			○		○
21	東道路大津バイパス	高知市	一般国道32号	高知南国線	—			○	○	○
22	上町5丁目電停前	高知市	一般国道33号	高知春野線	—			○	○	○
23	鏡川橋北詰	高知市	一般国道33号	高知伊予三島線	—			○	○	○
24	国道195号線篠原八幡踏切	南国市	一般国道195号	後免中島高知線	—			○		○
25	愛宕町	高知市	高知本山線	(市道)	—			○		○
26	JR高知駅前	高知市	一般国道32号	(市道)	—			○		○
27	土佐市バイパス西口	土佐市	一般国道56号	土佐伊野線	—			○		○
28	春野赤岡線仁井田三差路	高知市	春野赤岡線	—	—			○	○	○
29	東道路小籠	南国市	一般国道32号	一般国道195号	—			○		○
30	高知西バイパス東口	高知市	一般国道33号	高知土佐線	—			○		○
31	桂浜はりまや線旧朝倉町通り	高知市	桂浜はりまや線	(市道)	—			○	○	○
32	一ツ橋	高知市	高知北環状線	(市道)	—			○	○	○
33	いの署入口	いの町	一般国道33号	(市道)	—			○	○	○
34	鳴谷電停前	いの町	一般国道33号	(市道)	—			○		○
35	高知土佐線針木分岐	高知市	高知土佐線	(市道)	—			○	○	○
36	ヤ・シィパーク前	香南市	一般国道55号	夜須物部線	—				○	○

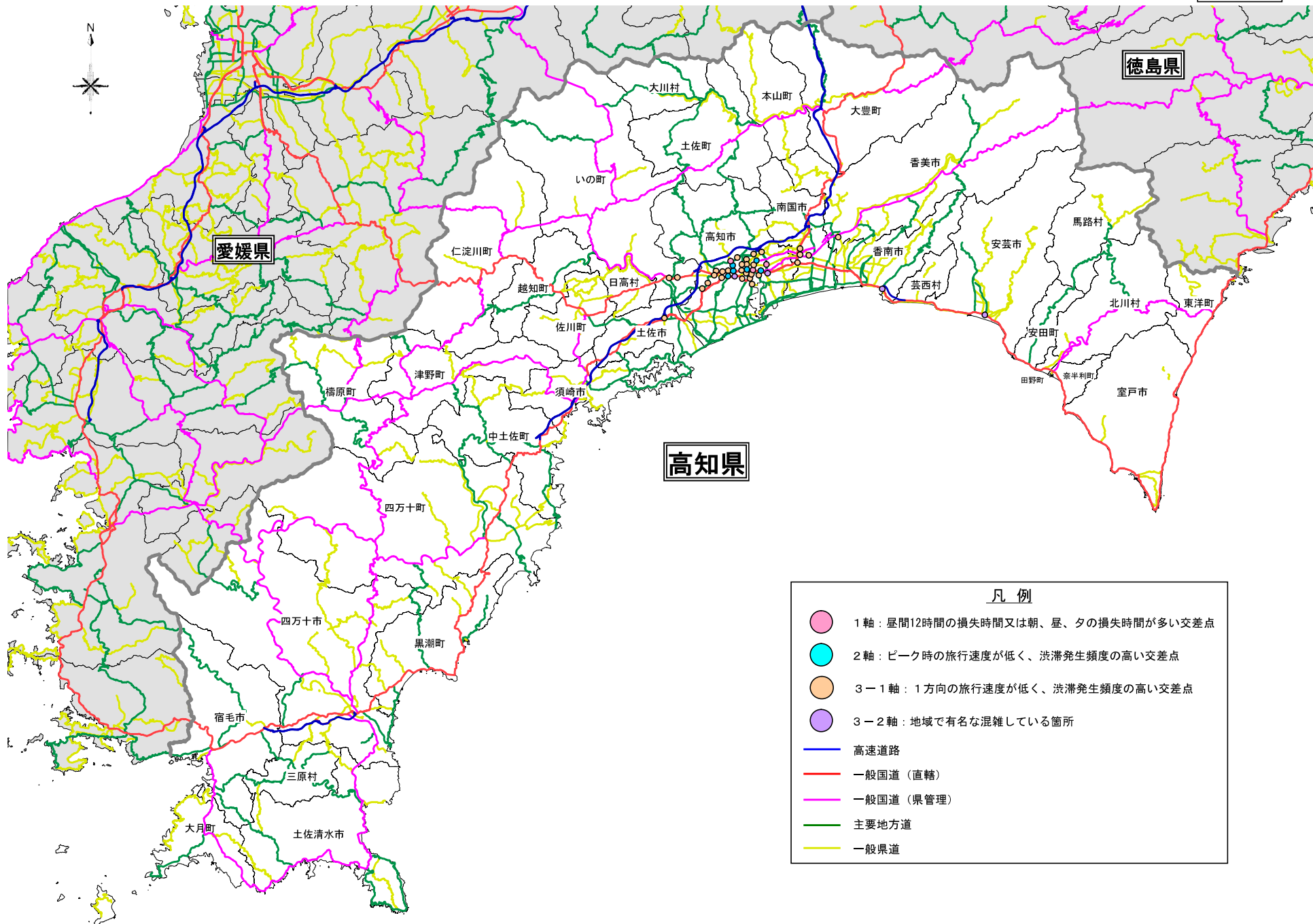
資料-3

【高知県】主要渋滞箇所(素案)の抽出リスト

No.	交差点名称	市区町村	交差路線①	交差路線②	交差路線③	第1軸	第2軸	第3-1軸 1方向の旅行速度 と渋滞発生頻度	第3-2軸 地域で有名な混雑 している交差点	主要渋滞箇所 (素案)
37	河ノ瀬	高知市	一般国道56号	(市道)	—				○	○
38	旭町二丁目	高知市	一般国道33号	旭停車場線	—			○	○	○
39	国立病院東側	高知市	高知土佐線	(市道)	—			○	○	○
40	筆山トンネル東口	高知市	一般国道56号	(市道)	—			○	○	○
41	鏡川大橋北詰	高知市	一般国道56号	(市道)	—			○	○	○
42	高知銀行久万川橋支店前	高知市	(市道)	(市道)	—			○	○	○
43	安芸川大橋西詰	安芸市	一般国道55号	(市道)	—				○	○

高知県主要渋滞箇所(素案)位置図(全体)

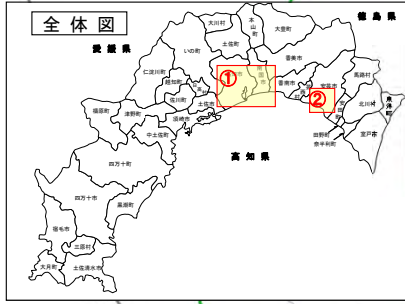
資料-4



凡例

- 1軸：昼間12時間の損失時間又は朝、昼、夕の損失時間が多い交差点
- 2軸：ピーク時の旅行速度が低く、渋滞発生頻度の高い交差点
- 3-1軸：1方向の旅行速度が低く、渋滞発生頻度の高い交差点
- 3-2軸：地域で有名な混雑している箇所
- 高速道路
- 一般国道（直轄）
- 一般国道（県管理）
- 主要地方道
- 一般県道

① 高知県主要渋滞箇所(素案)位置図(詳細)



- 凡例
- 1軸：昼間12時間の損失時間又は朝、昼、夕の損失時間が多い交差点
 - 2軸：ピーク時の旅行速度が低く、渋滞発生頻度の高い交差点
 - 3-1軸：1方向の旅行速度が低く、渋滞発生頻度の高い交差点
 - 3-2軸：地域で有名な混雑している箇所
 - 高速道路
 - 一般国道(直轄)
 - 一般国道(県管理)
 - 主要地方道
 - 一般県道

高知県主要渋滞箇所(素案)位置図(高知市内拡大)



凡例

- 1軸：昼間12時間の損失時間又は朝、昼、夕の損失時間が多い交差点
- 2軸：ピーク時の旅行速度が低く、渋滞発生頻度の高い交差点
- 3-1軸：1方向の旅行速度が低く、渋滞発生頻度の高い交差点
- 3-2軸：地域で有名な混雑している箇所
- 高速道路
- 一般国道(直轄)
- 一般国道(県管理)
- 主要地方道
- 一般県道